

相模原市立相模原球場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 4 4 号

相模原市立相模原球場条例の一部を改正する条例

相模原市立相模原球場条例(平成 2 0 年相模原市条例第 4 5 号)の一部を次のよう
に改正する。

別表第 1 項の表中

徴収した入場料の総額に 1 0 分の 1 を乗じて得た額 ただし、その額が 1 9 3 , 7 0 0 円未満の場合は、1 9 3 , 7 0 0 円	
1 4 , 9 0 0 円	ただし、業として、催し等を利用する場合は、2 9 , 8 0 0 円
1 4 , 9 0 0 円	
1 , 8 0 0 円	
2 , 3 0 0 円	
1 , 8 0 0 円	
5 , 9 0 0 円	
大人	2 0 0 円
小人	1 0 0 円
8 4 0 円	

「
徴収した入場料の総額に 1 0 分

の 1 を乗じて得た額 ただし、その額が 2 5 0, 9 0 0 円未満の場合は、2 5 0, 9 0 0 円
1 9, 3 0 0 円 ただし、業として、催し等に利 用する場合は、3 8, 6 0 0 円
1 9, 3 0 0 円
2, 2 5 0 円
3, 0 0 0 円
2, 2 5 0 円
7, 5 0 0 円
大人 2 6 0 円
小人 1 3 0 円
7 0 0 円

に改め、同表備考 7 中「2 0 0 円」を「2 6 0

円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 項の改正規定
「
(

 を

 に
」

改める部分に限る。)及び次項の規定は、令和 8 年 7 月 3 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 項(会議室に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の
日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料について
は、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 1 項(体育室の個人利用及び会議室に係る部分を除く。)の規定
は、令和 9 年 7 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に
係る使用料については、なお従前の例による。